

「故意に」「真正の事実反して」「税務書類の作成」の三要件充足

税理士懲戒処分の 適法性の判断基準

税理士法違反行為を巡る調査が平成28年頃から明らかに強化されている。

本特集で取り上げるのは、相続税申告で一部の相続財産を計上せず、業務禁止処分を受けた税理士（原告）の処分取消請求が棄却された事案（令和4年6月3日東京地裁判決）だ。

税理士にとって、相続税申告における相続財産の把握漏れのリスクは大きいだけに、どのような点が懲戒処分につながるのかは関心が高いところだ。本事案で、裁判所が、税理士法45条1項に定める「故意に」「真正の事実反して」「税務書類の作成をした」という各要件を満たすか否かについてどのような事実認定を行い、判断を下したのかを検証する。

➡ 課税当局、平成28年頃から税理士法違反行為に対する調査を強化

税理士法違反行為を巡る課税当局の調査が平成28年頃から明らかに強化されている。

その端緒として、国税庁が平成28年6月に発遣した「『関係各部課及び税務署から税理士管理官への情報提供要領』の制定について（事務運営指針）」が挙げられる。同指針では、平成28事務年度の税理士関係事務運営の新たな特留事項として「課税調査等の結果から税理士法違反行為の疑いがあることを把握した場合には、課税調査担当部署と連絡を密にし、調査の処理方針等について意識共有を図ること」が指示されている（本誌684号）。また、同指針には、平成27年1月に改

正された財務省告示「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の概要も示されている（本誌683号）。

さらに、平成29年6月に発遣された「平成29事務年度における税理士関係事務の運営に当たり特に留意すべき事項について（指示）」においても、国税局や税務署の幹部に対し、課税調査担当者が課税庁者の過程で多額の不正や調査妨害当の事実を把握した場合には、必ず税理士等の不正関与の有無を確認し、疑いがある場合には速やかに税理士管理官に連絡するよう指示が出されている（本誌715号）。

➡ 納税者が提出した原告作成書面は、計算資料ではなく「税務書類」

本事案の概要は図表1のとおり。

本件は、税理士である原告が、本件長男の